救急カート購入事業

仕　　様　　書

隠 岐 広 域 連 合 立
隠 岐 病 院

Ⅰ．仕様書概要説明

１．調達の背景及び目的

薬品、機材を収納するカートを増設する。

以上のことから、救急カートの調達を行う。

２．調達物品及び構成内訳

品　名：救急カート

構成内訳：救急カート　　１台

Ⅱ．基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

（1）本体の寸法は、幅 650㎜ から 700㎜、奥行 500㎜ から 550㎜、高さ 900㎜ から 950㎜ の範囲内であること。

（2）引出は 5 段であること。なお、引出の高さの寸法は、3 段が 70㎜～80㎜、1 段が 150㎜～160㎜、1 段が 230㎜～240㎜ の範囲内であること。

（3）高さの寸法が 70㎜～80㎜ の範囲内の引出には、横型仕切板 9 個、縦型仕切板 15 個を有すること。

（4）高さの寸法が 150㎜～160㎜ の範囲内の引出には、横型仕切板 5 個、縦型仕切板 5 個を有すること。

（5）本体に、容量 300L の酸素ボンベが取付けできる酸素架を有すること。

（6）本体に、IV スタンドを有すること。

（7）蘇生板 1 個を有すること。なお、蘇生板の寸法は、幅 400㎜ から 500㎜、奥行 500㎜ から 550㎜、高さ 10㎜ から 20㎜ の範囲内であること。

（8）本体に、蘇生板を取付けできるフック架を有すること。

Ⅲ．その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．納入物品の搬入に要する養生及び据付け並びに稼働のための調整等を行うこと。

２．装置の納入場所については、当院と協議すること。

３．納入物品の搬入、据付け及び調整については、当院と協議の上行うこと。

４．搬入、設置、配線及び調整等に要する費用は負担すること。

５．落札から納入までの間に調達物品の仕様変更があった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。

６．年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。

７．障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。

８．納入物品の保証期間は、納入検査終了後１年間以上とすること。

９．納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。

10．取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で１部以上提供すること。

11．納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。

12．納入物品のうち、薬事法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。

13．本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。